

資本主義の発展と巨大貸金会社 (一)

——宮城県桃生郡斎藤会社の分析——

洪 谷 隆 一

- 一、はしがき
 - 二、貸金業展開の概要
 - 三、貸金業の生成・発展期
 - 四、貸金業の停滞期
 - 五、貸金業の衰退期
 - 六、貸金業展開の問題点
- (一) 銀行業の発展と巨大貸金会社 (以上本号)
(二) 独占体制の確立と巨大貸金会社

一、はしがき

我が国の農村高利貸資本は、その存立の基盤が広汎に残っているとはいえ、決して不変ではなく、資本主義の発展過程に対応しながら生成、発展、衰退の過程を辿ってきた。⁽¹⁾しかし個別高利貸資本についてみると、かかる高利貸展開の必然的方向が原則的に貫かれながらも、それぞれの態様は必ずしも同じとはいえない。なぜならそれは、存立地域の経済的諸条件によって影響されるし、また高利貸諸階層によっても当然に違いがあると思われるからである。高利貸資本の展開の地域性については、すでに拙稿「我が国貸金業の統計的考察」(『本誌』一六卷一号所収)でおおまかな分析を行なった。本稿は、後者の問題、すなわち高利貸展開の階層差を明らかにするための研究の一端を

構成するものであり、ここでは、とくに大高利貸資本の分析を直接の課題としている。

そこでもまず、大高利貸資本が中小高利貸資本から区別される指標を何に求めたらよいかを確認しておこう。最も基礎的な指標は、いうまでもなく貸付資本量の大きさであるが、同時にそれが機能する具体的な条件の差(貨幣市場における対応)も考慮に入れねばならないであろう。後者についていま少し考えてみよう。本来、小生産者の貨幣需要は、産業資本家のそれにたいして比較にならぬ程零細である。かかる小生産者に存立基盤をおく高利貸資本が貸付を伸ばし、貨幣資本蓄積を拡大するには、当然のことながら貸付地域を横に広げていく以外にはないのである。しかしこの拡大は、技術的にいっても或は資金コストの面からいっても、自ら限界があるといわねばならない。ここに個別資本を軸としたある行動可能な貨幣市場圏が設定される。だがここに設定された貨幣市場圏は、勿論不動のものではありえない。いうまでもなくそれは、小生産の発展につれて内包的かつ外延的に拡大する。しかし一方において、以上の過程は、高利貸の増加を促がし、市場拡大の傾向を阻止することになる。そしてまた資本主義が体制的に確立し、交通、通信手段や金融機関が整備されるや、この貨幣市場圏は縮小を余儀なくされるのである。ところで中小高利貸資本は、小生産の根強い残存を前提とすれば、貸付資本量が少ないから市場圏が多少伸縮したとしても、その圏内での活動が可能である。しかし大高利貸資本となるとそうはいかない。というのは、この狭隘な貨幣市場圏を超えて貸付を伸ばさないかぎり、資本は蓄積過程から遊離してしまうからである。高利貸資本の蓄積慾は、かかる貨幣資本の遊休(退蔵)を許さない。かくて資本は、狭隘な貨幣市場圏から遠隔地の貨幣市場へ移動しなければならなくなる。この資本移動は、それを可能にする条件さえ与えられれば、農村と都市、またどのような貸付対象とを問わない。

以上のように、大高利貸資本は、貨幣資本蓄積の拡大と狭隘な貨幣市場圏との矛盾から、小生産者に密着する中小高利貸資本の場合と異なった展開の仕方を示し、従ってまた異なった機能を果たすことになるのである。

さて、ここで一事例としてとり挙げた齋藤家は、東北地方のみならず我が国においても有数の大地主（大正一三年の土地所有、一、四四八町、農林省農務局『五十町以上ノ大地主』）であり、また高利貸諸階層のなかでも巨大な都類に入る高利貸資本であつた²⁾。

ではこの巨大高利貸資本は、資本主義の発展に伴つてどのような展開を示したであろうか、私が先に分析を試みた桜井家（農村高利貸資本の展開過程³⁾）（『本誌』一三卷二号（四号所収））に代表される中小高利貸資本の場合を考慮に入れないながら、その展開の諸特徴について考察を進めることにしたい。

（注） 齋藤家に関する詳細な紹介並に研究として、また本稿の対象である明治、大正、昭和期を通観した労作を挙げれば、小倉博編『齋藤善右衛門翁伝』（昭和三年、以下『翁伝』と略す）、須永重光『千町歩地主齋藤家の土地集積過程とその居村前谷地村の農地改革』（同二七年）、及び最近のものとして「上原信博氏出筆部分」「宮城仙北地帯の地主構成と大農経営」（山田盛太郎『日本農業生産力構造』所収、同三五年）などである。

このうち須永『前掲書』によると、当家の貸金業は、質屋業（明治一五年）と酒造業（同二年）を廃業して以来主業の地位にたつた。四二年には、齋藤家の全財産をあげて齋藤株式会社（資本金二百万円、以下齋藤会社と略す）を設立したが、その主要な事業は、以前に引続き金穀貸付と土地所有であつたという。そして齋藤家は、この二つの柱に支えられながら発展したが、その性格は、地主的であるよりも高利貸的であつた、と結論づけている。

ところで『同書』は、資料の制約によるのであるが、次の問題を含んでいる。概していえば、資本主義の発展段階にそつて当家諸営業がどう変容したか、また諸営業間の関連がどうなつたかを明らかにしていない。当面の課題である貸資本主義の発展と巨大貸金会社

金業についていえば、第一に、貸付先諸階層の変化がわからない。尤もこのことは、『同書』にかぎらず金融機構の研究にもみられる通弊的な欠陥であるが、ここでは、とくに高利貸的性格をもつという斎藤家の変化を正確に跡づけていくことができないと思われる。当家貸金業にたいする『同書』の論点は、『翁伝』の記述にそって漁業や炭鉱などの企業投資を指摘しながらも、「耕地、宅地、山林、原野等の土地を担保として貸付したことは既に述べたが、これが高利貸業の主体をなしていたことは明らかである。」(一五頁)という点に見出せる。いい換えれば、高利と地主的土地所有との共棲、一体的な成長が根底に流れているように思える。しかし大高利貸資本の場合には、一定段階での両者の分離こそ特徴なのである。第二に、昭和期における貸金業の展開について、貸付金と預金を合算した数値から、大正期に引き続き発展したとされている(一七頁)。しかし貸付金と預金は、貸金業者としては次元を異にして考えねばならぬ資金運用の方法なのである。すなわち預金は、概ね貸付その他の自立的な蓄積活動が鈍ったときに現われてくるからである。事実は、後に改めて検討するように、貸付金の減少と預金の増大を内包しているのであって、貸金業の発展ではなく、後退を示しているのである。第三に、有価証券投資の実態が殆んど不明である。これは、預金とともに貸金業の停滞ないし衰退の指標として、欠くことのできない要素である。

上原「前掲論文」についても、資料の制約からやはり同様の問題が残る。ただ「同論文」の場合には、『翁伝』の記述にそって諸事象の年代を想定し附記されているが、その年代に重要な誤りが発見される(山田『前掲書』二五〇頁)。このことは、我々が巨大高利貸資本の概念規定ではなく、資本主義発展の諸過程に現われた当家の共通の諸現象を整理し、その変化の諸特徴を導き出そうとする際に重要な問題となるので、予め訂正を加えておきたい。例えば、(一)炭鉱、漁業、電気土木事業等への事業投資(明治三〇〜四〇年)——は明治四〇年〜大正末期、(二)樺太海馬島(その所有、明治三八年)——は大正三年、(三)昭和七〜九年頃には炭鉱(茨城、北九州)を売却——は大正一五〜昭和一八年、などの誤りである。

本稿は、私が新たに発見した当家の資料によりながら、巨大高利貸資本の変容過程を明らかにしようとするのである。とはいえ齋藤家には、かぎられた資料しか残っていない。とくに土地所有に関する資料が不足しているので、高利との関係については十分な検討ができない。この点については、須水『前掲書』を参照しながら考察を進めることにしたい。

注(1) この点については、白川清「資本主義の発展と地主制」(『本誌』一〇巻一号所収) 参照。

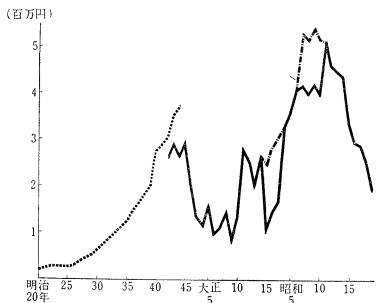
(2) 当家貸金業の性格は、後にみるように、明治四〇年代以降になると、もはや單純に高利貸資本の範疇をもって律することができなくなるが、ここでは、便宜上高利貸資本の発展の系譜にそって巨大高利貸資本と呼ぶことにする。

(3) この論文は、いまだ完結していない上に論理構成の面でも訂正すべき点があるので、いずれ補正したいと思う。なお同論文にたいして齋藤仁氏より懇切な批判が寄せられた(『資本主義の発展と高利貸資本』、『総研月報』昭和三四年一二月号所収)。本論文は、論理構成に当ってこの同氏の批判から有益な示唆をえている。記して感謝の意としたい。

二、貸金業展開の概要

当家の貸金業は、明治一五年以後現在にいたるまで營業を続けているが、分析の時期は終戦頃までとする。ではこの間に、当家の貸金業はどのような展開を示したであろうか、具体的な分析に入る前に、予め貸付金の推移をみながらおおまかな時期区分をしておこう。

第一図によれば、次の傾向をみることができる。当家の貸付金は、明治二〇年から四三年頃にかけてほぼ一貫した増加を示しているが、とくに二五年以後の増加が著しい。その増加倍数は、二五年の二四〇千円にたいして四〇年には二、七九四千円で、実に一一・六倍となっている。しかしその伸びは、明治四〇年代以降になると明らかに鈍ってきている。すなわち大正期(二一年)と昭和期(九年)における貸付金のピークをとると、二、七七二千円と四、



第1図 貸付金の動向

- ……部分は、須永『前掲書』第6表（『貸付金総計帳』）による。ただしこの貸付金は、『貸付台帳』によると前年度末残高十年度内貸付額で年度内返済額を差引いていないから年度末残高とはいえない。
——部分は、『齋藤会社営業報告書』による。ただし年度末貸付残高（翌年3月）。従って明治42～44年の……線と——線の差は、年度内返済額ということになる。
- 齋藤会社時代の貸付金に若干の補正を加えた。——線部分がそれである。その理由は、『営業報告書』では雑勘定として処理しているものが、後に貸付勘定に繰入れられることがあるからである。例えば大正15～昭和3年（大倉鉱業への鉱業権売却未回収金）、昭和6～10年（齋藤家への一時立替金）などである。

二〇三千元（齋藤家内貸付を除く）で、明治四〇年にたいしてそれぞれ〇倍、一・四倍となっている。こうした停滞現象とともに注目されるのは、明治末から昭和一〇年前後にかけて景気変動の影響を受けて激しい増減を示すようになった点である。昭和一〇年前後からは、明治期とは逆に減少の一路を辿っている。

貸付金の以上の動きは、前掲「我が困貸金業の統計的考察」

で明らかにした貸金業者の運転資本額の全国的動向でも、また桜井家の貸付金^(一)についてもおおよそ検出できた傾向である。しかしその動きを仔細にみると違いがある。例えば大正初期の貸付金の減少、昭和初期における急増であるが、これは後に改めて検討するように、当家の貸金業が明治四〇年頃から主要な貸付基盤を農村から都市の企業へ置きかえたことによるのである。

さて、以上のことから当家貸金業の展開過程を生成・発展、停滞、衰退の三時期に区分することができよう。し

かしながら貸付対象の変化を考慮に入れると、停滞期をさらに二期に細分するのが至当のように思われる。そこで本稿では、生成・発展期（明治一五〜四〇年前後）、停滞第一期（大正一四年頃）、停滞第二期（昭和一〇年頃）、衰退期（それ以降）の四時期に分けて貸金業の具体的な展開過程をみていくことにしたい。

（注） 当家では、金銭貸付の外に明治末頃まで貸穀も行なっているが、ここでは省略する。

注（一） 拙稿「前掲論文」においては、桜井家貸金業の分析を大正初期で中断しているが、拙稿「農村地方における中小信託会社の性格と機能」（『本誌』一五巻一号所収、一六八〜一七三頁）で昭和期における貸金業の展開について概観したので合わせて参照されたい。

三、貸金業の生成・発展期

この時期は、貸付金の一貫した増加傾向に示されたように、当家の貸金業が飛躍的に発展しえたときである。

ではかかる貸金業の発展は、如何なる条件に支えられて可能だったのであろうか。発展を根拠づけたのは、農業生産力の向上と農産物価格の上昇並びに安定（明治一、三〇年代）、それに伴う小農民の剰余価値領有の増大傾向であり、発展を急速におし進めた条件は、農村が原蓄諸政策の強行——定率^①地租金納の実施、官民有区分による林野・入会地の没収、明治一〇年代におけるインフレ・デフレ過程など——、これに引き続く産業革命の進行による影響——資本制商品の浸透と自給的家内工業の衰退——を受けて強力的に貨幣経済にまき込まれたこと、さらに当地方に凶作が頻発したことなど^①によって、小農民の貨幣需要が一挙に増大した点に求められる。これらの諸条件は、い^②うまでもなく桜井家や斎藤家だけでなく、この時期における高利貸資本の発展を支えた一般の条件でもあった。その限りにおいて、高利貸資本の存立基盤はとくに農村を中心に拡大していったといつてよいであろう。

当家の貸金業も、この時期には、概ね農村に貸付基盤を置きながら発展した。しかしその発展内容は、中小高利貸資本の場合と必ずしも同じではない。それは、当家の貸金業が常に農村貨幣市場の狭隘性を克服しながら発展したからである。本節では、以上の巨大高利貸の資本蓄積と農村貨幣市場の狭隘性との矛盾の展開に焦点を合わせてみていくことにしよう。

資本蓄積様式の変化

『翁伝』によれば齋藤家は、藩制時代から明治初期にいたるまで自作経営、酒造業、及び質屋業の三事業を軸として成長してきたようである。そして当家の土地所有は、須永『前掲書』によると明治一〇年にはすでに六一四町[※](田畑貸付地、推定反別)に達しており、また酒造業は、「二代善兵衛の創始する所で、爾來百五六十年間之を經營し、同家致富の一大源泉であった。」(『翁伝』五九頁)という。

ところで当家では、明治一〇〜二〇年代前半にかけて、「家業改革」と称し思い切った事業の再編を行なっている。第一に、質屋業の貸金業への転換である。その理由について「翁伝」はこう述べている。

「翁(第九代齋藤善右衛門のこと……筆者注)は自作農を廃止して家業改革を行ったが、尋いで十五年に質屋業を改めて金穀貸付を専にすることとした。質屋業は、零細な取引である上に官憲の監督を受けねばならず、徒に繁雑な手数を要して利得が思はしくないものであるからである。」(五八頁、傍点筆者、以下同じ)。

右の記述から視えるように、質屋業から貸金業への転換は、当家の蓄積資金が質屋業ではもはや回転しきれない程巨大となったことによるのである。

第二の改革は、一二年に酒造業をやめ、資本蓄積の手段を専ら貸金業に委ねたことである。その理由は次のよう

である。

「翁もその醸造法の改良と販路の拡張を熱心に企図し、明治二十年杜氏白幡大三を灘の辰馬喜十郎方に遣して上風の醸造を研究させたほどで、……十四年以來三回も上方に於て日本酒の改良や海外輸出を力説したのも、家業としての酒造に深い興味を有っていたからであるに違ない。然るに今断然この世襲の家業を廢止した理由は、政府の酒造取締がかなり厳重であるに拘らず、巧に脱税をなす同業者が多くて、正当に納税するものはそれと競争することのできないこと、自家用料酒が僅かに八十錢の免許料を納めれば製造を免許されていること、及近來洋酒や混成酒の需用が一般に激増したため、自家の酒の需要が著しく減じて販売上頗困難を感ずるに至ったこと等であるが、亦翁がこれによって財政上の「転機を作り、力を専ら貸付に集注する、ためであつたと思はれる。翌年の山口店買収がよくこれを説明している。」（五八―六一頁）

第三に、『翁伝』（六四頁）によると、明治二三年には山口店を買収し、土地六六〇余町歩（この地価一三三千元、二二年度小作米三千石添付）と債権額一二〇、九〇〇余円を九〇、七五〇円で取得し、ここに買収前の土地四五町歩と合せて一、一一五町歩の巨大地主になった点である。この山口店の買収は、「斎藤家の富を東北随一の地位にまで引上げた直接の原因」（六一頁）として特筆されねばならない。

（注） ※印を附した当家の土地所有にはかなりの疑問がもたれるが、この点については後で触れる。

さて以上の「家業改革」は、貸金業の発展にとつて如何なる意義をもつたであろうか。『翁伝』で述べられているように、「財政上の「転機を作り、力を専ら貸付に集注」しつつ、以前よりヨリ効率的な資本蓄積を果そうとしたのであろう。このことは、貸金業がそれだけ當時における主要な資本蓄積の手段となりえたことを示すものである。こうした「家業改革」は、同時期の桜井家についてもいえることであつて、恐らく地主諸營業の多角的経営が、一〇年代後半のデフレ過程で打撃を受け、また諸營業の乱設によって次第に困難になってきたことによるものと思

われる。

それはとも角として、ここに酒造業に振向けられるべき資金と莫大な小作料所得が貸付に集中されて、貸金業の飛躍的な発展を可能としたのである。その結果は、例えば次のようであった。

「即ちそれ（山口店を買収した二三年……筆者注）から十年を経た三十五年度に於ける現在貸付金は百二十余万円に上っている。これは畢竟かの譲受財産から生じた利益なのである。」（『翁伝』六五頁）

資本蓄積と農村貨幣市場の狭隘性

斎藤家は、「家業改革」を通して莫大な資金を貸金業に注ぎ込むことに

なったが、では具体的にどのような展開を示したであろうか。始めに、貸付地域と貸付対象の変化を中心に概観しておこう。

第一表によると、貸付地域は次のごとく変化している。まず一見してわかるように貸付地域は、明治一八年以後顕著な拡大を示している。すなわち宮城県内、隣接県（岩手、福島、山形）、さらに遠隔県（千葉、北海道、東京、京都）への地域拡大が、時期を下るにつれて現われている。また貸付金を県内・隣接県と遠隔県とに分けてみると、両者の地位は、三五年を転期として交替している。貸付金総額に占める県内・隣接県への貸付金比率は、一八年と二二年一〇〇%、二七年九五%、三五年五三%と比重を落しながらも角五〇%以上であったが、四〇年になると三四%となっている。尤もこの四〇年の数値は、すでに注記したように年度内貸付金より算出したものであるから、以前の年度と直ちに比較することはできない。しかしこの比率は、四〇年以後の当該比率の低下を考慮に入れると必ずしも不当に低いとはいえない。なお遠隔県貸は、東京と京都に集中している。以上のことから当家の貸金

第1表

府県別貸付金の推移

(単位:円)

		明治18年	22年	27年	35年	40年
〔I〕直 宮 仙 台 所 の 他 岩 福 山 千 北 東 京	貸 城 市	70,926	42,752	162,500	605,582	405,827
	仙 台 市	0	50	5,234	139,089	25,420
	所 の 他	(4) 70,926	(8) 42,702	(10) 157,266	(11) 466,493	(8) 380,407
	岩 手 島	0	(1) 3,000	(6) 55,551	(4) 40,701	(3) 15,620
	福 形	0	0	(1) 17,754	(1) 507	(2) 49,331
	山 千 葉	0	0	(1) 20	(1) 400	(1) 1,000
	北 海 道	0	0	1,095	1,300	0
	東 京 都	0	0	0	28,255	0
	計	70,926	45,752	236,920	1,230,745	1,512,773
	〔II〕周 旋 貸	48,124	?	?	4,583	0

1. 『貸付台帳』より集計。ただし貸付金残高。このうち40年については、年度内貸付金(累計額)のみ記載されており、従って当該年度以前の貸付残高は不明である。『貸付総計帳』によると、同年度の貸付金残高は2,874,597円であるからかなりの差がある。
2. 当家では、『貸付台帳』を直貸と周旋貸とに分けて用いているが、周旋貸分の『台帳』には欠除している部分が多く、22年と27年については集計不能であった。
3. ()内数値は、貸付郡数を示す。

業は、三〇年代後半から貸付基盤を農村から都市へ移しながら発展したといえるであろう。

次に、貸付対象の変化を追いながら以上の動きをさらに明確にしていこう(第二表)。

主要な貸付対象は、明治二二年頃までは小農民に置かれていたが、二七年になると地主(貸付金総額の五七%)に変わっている。ここに第一の変化が見出せる。三年には、農村では引き続き地主貸が圧倒的に高い比重を占めるが、一方新たに都市における特殊個人・団体貸(この大部分は東本願寺と榎本武揚への貸付)がこれにつけ加わり、両者が貸金業展開の軸となっている。さらに四〇年になると、都市企業への貸付金が増加し、これにたい

第2表

職業別貸付金の推移

(単位:円)

		明治18年	22年	27年	35年	40年
農地	民主	}	23,542	39,563	125,558	59,466
	大(50町以上) 小(5~50町)		5,100	120,800	327,221	240,000
商	人般	}	6,520	14,184	15,850	53,903
	一貸金周旋		2,731	11,411	60,499	53,678
企	土建	}	99,279	0	43,094	31,381
	銀		0	0	46,634	775,000
そ	の他	}	0	0	30,000	800
	特殊個人・団体		0	0	550,000	290,995
不	その他(俸給生活者など)	}	3,323	5,272	38,055	3,635
	明		19,771	4,536	2,596	2,600
計			119,050	45,752	236,920	1,235,328
					1,512,773	

資本主義の発展と巨大貸金会社 (←)

1. 『貸付台帳』より集計。ただし職業別分類は、各市町村への問合せ、ききとり、さらに宮城県『五十町歩以上耕地所有地主の調査』(昭和3年)、農林省農務局『五十町歩以上ノ大地主』(大正13年)、菊田定郷編『仙台人名大辞書』国勢協会編『大衆人事録』などを参照した。
2. 明治18年及び35年の貸付金は、直貸の他に周旋貸も含めた。

して農村の諸階層(農民、地主、商人など)への貸付金は相対的に減少している。企業貸のなかでも土建業者への貸付金は七千五百円にもおぼり、これだけで貸付金総額の五一%を占めたのである。ここに第二の變化がみられる。

以上要するに、当期における貸金業の展開は、地域別にみれば県内(農村)→隣接県(農村)→遠隔県(都市)、主要な貸付対象別にみれば農民→地主(とくに大地主)→企業資本家といったコースを辿ったといえよう。

ここでさらに、以上の變化を必然化した諸条件を問題としながら、巨大高利貸資本の展開の特徴について考察することにした。

これがためには、まず個別高利貸資本が

農村において自由に伸びうる限度を、どの線においたらよいかを確認しておかねばならない。とはいえ、それは先述の一般的な諸条件の他に、各地域的貨幣市場における貨幣流通の密度、貸金業者数とその使用人の数によっても当然に異なる。齋藤家についてみれば次のようである。いま仮に小農民への直貸をこの限度とみなせば、多くてせいぜい一〇万円であり、また地域についていえば、居住地の周辺五郡程度に限られている。だからもしもこの限度をこえて貸付を伸ばそうとするには、新しい貸付手段をとらねばならないのである。齋藤家の場合には、次の三点がそれである。

第一に、周旋貸である。これは、当家の資本蓄積が比較的に低い段階にあること、及び隣接地域の貨幣市場の形成が未熟であることに照応する手段である。齋藤家では、この貸付方法を質屋業を営んでいた当時から明治三五年頃まで行なったが、その最盛期は、恐らく「家業改革」が終了する二〇年前半までであったと思われる。

「金穀貸付については、従来の質屋仲継人に、債務者を代表する周旋人として債務履行の責任を帯びしめ、同時に報酬として利息収入の幾分を与えることとし、桃生北方、石巻、涌谷、小牛田の各地に周旋人を置いて、仙北各郡の農村に盛に田畑担保の貸出をして、岩手県胆沢江刺二郡にまで手を延し、桃生南方及各地に於ける大口の融通は概直轄として、自ら農村に於ける金融機関を以て任じて居た。」（翁伝）五八〜九頁）

ところでこの周旋貸の増大には限度がある。なぜなら『貸付台帳』によると、周旋人一人当りの貸付最高限度は五千円前後であるから、この貸付方法は、当家の資本蓄積のテンポに照応できない。殊に二三年の「家業改革」後においてはそうである。いま仮にこのテンポに沿って周旋人を多くしたとしても、次の理由から阻止される。その理由の一つとして、当家では、周旋人に無名の零細貸金業者（従来の質屋仲継人）を採用し、彼等に「債務履行の責

任を帯びしめ」たが、しかし周旋人の微弱な資産をもってしては、この責務を完全に果たすことは困難である。いま一つは、貨幣市場の変化、具体的にいえば貸金業者の増加に伴って市場拡大が次第に鈍ってきたこと、同時に貸付利率の引下げ（周旋人の手数料所得も低下⁽⁴⁾）が起り、彼等の存立の余地が次第に狭められてきたことなどである。かくて周旋貸は、明治一八年の四八千円から三五年の四千円に減少したのである（前掲第一表参照）。

第二は、地主なканずく大地主と隣接県の比較的大きな貸金周旋人への貸付である。すでにみたように、これらの階層にたいする貸付は、一二年頃から芽生え、二七年頃からその比重を増したが、これは、「家業改革」後の資本蓄積段階、並びに隣接各地域の貨幣市場の形成が急速に進みつつあるときに照応する手段である。その理由として、彼等は零細な周旋人と違って資産内容が良好であり、従って貸付金回流の安全が期待できたこと、しかも彼等自身貸金業者としてそれぞれの居住地域を中心とした貨幣市場に君臨し、高利貸資本の存立基盤の拡大に支えられながら大口の貸付資金を必要としていたことによると思われる。参考までに大地主別に貸付金の推移を示せば、第三表のようである。ここに明らかなごとく、齋藤家が当地方の大高利貸資本・地主の成長過程に、如何に大きな役割を果たしたかが知れるであろう。

また福島、岩手など隣接県への貸付の場合には、通常大周旋人を媒介としてゐる。その一例をあげておく。

「明治二十六年五月中、志田郡志田村の貝山大説の紹介で、福島県安達郡小浜町の大内組、同郡大山村の松本組、及田村郡沢石村の佐久間組といふのに金二万円を融通したことがある。各組は之を両郡の村民に貸付けるのであるが、借主は齋藤家に対して借付金を土地売渡代金とし、売買登記を受けた土地売渡証を差入れて抵当とし、且元利完済の上は明治二十九年十二月一日から二十日までの間に於て各借主の名義に書替をなすべく、期間中利息支払を怠った時は買戻の権利を失ふこと

第3表 大地主別にみた貸付金

	土地所有	貸 付 金			
		明治22年	27年	35年	40年
	町	円	円	円	円
O・T	398.7	5,100	51,400	70,700	65,000
N・T	340.4	0	44,600	33,000	24,000
K・M	62.9	0	22,800	0	0
K・E	124.3	0	2,000	0	0
K・S	没落	0	0	81,036	0
Y・K	194.3	0	0	46,000	0
A・S	120.6	0	0	38,785	0
Y・K	139.5	0	0	25,000	0
I・T	没落	0	0	15,450	0
A・S	389.2	0	0	13,250	28,300
N・T	60.8	0	0	4,000	22,300
I・S	没落	0	0	0	96,400
S・M	256.7	0	0	0	4,000
計	—	5,100	120,800	327,221	240,000

『貸付台帳』より拾集。整理方法は、前掲『五十町歩以上ノ大地主』を参照しながら集計したが、没落地主についてはききとりによった。

や、買戻の期間や、小作料名義の利息のことや、その他の条件を記した契約書即ち謂はゆる戻証を二通作り、一通に承諾の奥書をして各借主に交付し、彼の周旋人で連帯責任ある三組も保証担保を斎藤家に提供した。」(翁伝「六八〜九頁」)

斎藤家は、以上のように当家より一階梯規模の小さい高利貸諸階層を通して、近接地の農村貨幣市場へ進出した。当家が「農村に於ける金融機関を以て任じて居た」というのは、正にこの時期までを指していたものと思われる。

第三は、農村から都市への貸付基盤の移動である。これは、いうまでもなく我が国資本主義体制の確立期に照応する巨大高利貸資本の新しい接地の農村貨幣市場への拡大が依然として進みながらもほぼ飽和点に達したことに求められる。というのは、桜井家の分析の際にもみられたことだが、農村貨幣市場(ここでは供給構造)が明治三〇年頃から地方銀行(支店を含む)の増設、発展によって大きな変化を蒙ったからである。いうまでもなく産業資本形成の未熟な東北地方では、銀行が産業企業のいわゆる機関銀行として設立

されるというよりも、高利貸的地主銀行として生成される場合が多い。かかる地主銀行の成立と發展は、当然のことながら「農村に於ける金融機關を以て任じて居た」当家の貸金業との競争を惹き起さないではおかなかつた。かくて当家では、農村貨幣市場の拡大の行詰りから貸付資本を都市へ、しかも大口の貸付基盤を求めて移動させねばならなくなつたのである。

しかし以上のことは、勿論貸付基盤を都市へ振向けさせるための充分な条件ではない。都市における産業企業の發達とそれに伴う貨幣市場の形成が問題である。

そこで振返つて当時における都市貨幣市場の特徴について概観しておく。周知のように我が國の産業資本は、政府の保護育成の下に急速に發展した。しかしその資本蓄積の度合は極めて低く、経営資金のみならず固定的な設備資金の調達までも銀行に依存しなければならぬ状態におかれていた。これに対する銀行も、一部の有力銀行を除けば極めて脆弱であつた。すなわち当時の銀行は、資本が少ないばかりでなく資本構成のうち自己資本の占める比重が高く、いわゆる貸付会社の域を脱していなかつた。そして後に述べるように、明治期における一行当り普通銀行の貸付金は、京藤家のそれよりも遙かに劣つてさへいた。以上のことから推測できるように、当時の近代的金融機關は、産業企業に寄生する都市高利貸資本を駆逐するだけの条件を十分にもっていなかつたと思われるのである。当家の貸金業は、以上の諸条件の下に、明治四〇年前後から都市企業への貸付を本格的に始めたのである。

土地集積の進展と高利の役割　　農村地方を足場として發展した当家は、当然のことながら貸付を通して小生産者なканずく小農民に寄生し、彼等の没落（小作化）をおし進めたといえよう。

第4表 土地集積状態〔I〕

	田	畑	計	宅地	山原	林野
	反	反	反	坪		反
天明4年	—	—	100	—	—	—
天保4	—	—	180	—	—	—
万延元	約200	—	—	—	—	—
明治10	* 5,706	* 709	* 6,415	32,123	—	644
22	—	—	4,550	—	—	—
23	—	—	11,150	—	—	—
30	* 5,890	* 855	* 6,745	42,536	—	757
40	*12,111	* 1,500	*13,611	45,023	—	1,133
大正13	11,259	1,450	12,709	53,464	—	1,877

須永『前掲書』4頁第1表。 * 部分は推定反別。

まず当期における土地集積の進展状態について概観しておく。須永『前掲書』によると、第四表に示したように、万延元年における土地所有（田）は約二〇町であったが、明治一〇年には田畑合計六四一町（推定）、また二三年には前述のごとく山口店から買取した六六〇町を加えて一、一一五町と増加した。そして土地所有は、その後増減を繰返しながら大正一三年には一、二七〇町となったが、この間の土地集積のテンポは極めて緩慢である。以上のことから当家の土地集積は、明治初年と二三年に著しく進み、この両期を除くと一〇年以降殆ど停滞していたことになる。尤もこれらの反別は、推定値を交えた結果である。

ところで私は、資本蓄積の場が農村に狭く限られていた当時において、また高利貸資本が最も順調に成長しえた条件の下において、こうした土地集積の停滞的現象は考えられないと思うのである。疑問の一つは、万延元年（仙台藩の「五貫文」制度を考慮に入れば維新以降）から明治一〇年までの短期間に五〇〇余町の集積が果して可能かどうか、いま一つは、先の「翁伝」の記述による二三年の土地所有が果して正しいかどうか、ということである。後者についていえば、「翁伝」の記述には屢々不正確な箇所が散見されるので慎重に取扱わねばならない。一例を挙げれば、明治一二年の自作経営の廃止がそれであり、事実^①に反する。

第5表 土地集積状態〔Ⅱ〕

	土地価格	反別(田畑)
	円	町
明治22年	—	150
23	—	800
30	592,915	843
35	598,957	854
40	634,376	905
43	690,050	980
大正3	—	1,006
5	—	1,033

1. 土地価格は、『決算表』による。ただしこの数値は、田畑、宅地、山林・原野を含む。この土地価格は『土地台帳』を参照しながら「株式恩給法」によって算出されたものである。算出基準は、田畑は公定地価金の3倍、宅地は市街地…1坪平均3円、郡村宅地…1反平均70円、山林・原野は公定地価金の10倍である。
2. 明治30, 35, 40, 43年の田畑推定反別は、土地価格から宅地、山林・原野の価格を控除し、その残額を宮城県平均相当法定地価23円×3を以て除した数値である。その場合に、宅地価格は、当時市街地宅地がないから郡村宅地相当70円×宅地面積45千坪(150反)をかけ約1万円とした。山林・原野は、反法定地価20銭前後であるから省略した。
3. 大正3年及び5年の反別は『営業報告書』、明治22年、23年は所有反別の増加傾向から推定した。

さてそこで、当家の『決算表』から推定した反別を示すと、明治三〇年以降ほぼ一貫して増加していることがわかる。すなわち三〇年八四三町、三五年八五四町、四〇年九五町、四三年九八六町である(第五表)。

この推定反別を仮に正しい

とすれば、山口店を買収する直前の土地所有は、恐らく一五〇町程度(多くて二〇〇町)であったと考えられる。なおいま一つの傍証として明治一五年の「宮城県長持^(者)番付」(宮城県立図書館蔵)を挙げると、県内郡村(仙台市を除く)における斎藤家の格付は五位であり、T・u家(大正一三年の貸付地——二〇三町)より低いことから当時の土地所有はそれ程多くなかったと想像されるのである。

二二年当時の土地所有が、仮に一五〇町程度であったとすると、四三年までの土地集積は、八四〇町であり、また明治初年からのそれは、実に九五〇町となる。なおこのうち山口店からの買収部分六六〇町(このなかには、宅地や山林・原野も含まれていたと思われる)を除いた約二〇〇町(明治初年からは約三〇〇町)が、おおよそこの時期の貸付に伴う担保物件の集中ということにならう。須永『前掲書』によれば、明治一〇～四〇年には、耕地の他に宅地

二二千坪、山林・原野四八町が集積されたことになる。

以上のようにみてくると、この時期の貸金業は、土地集積をおし進めるために大きな役割を果たしたといえよう。

(注) (1) この点について、須永『前掲書』は次のように指摘している。「……洪水の瀬発は殆ど例年の如くであって、明治

年間に二十一回の災害をみており、略々二年に一回という瀬度を示している。」(八頁)

(2) 拙稿「農村高利貸資本の展開過程」では、高利貸資本の発展の条件分析、とくに発展の根拠づけが不十分であった。この点の整理については、齋藤仁「前掲論文」に負うところが多い。なお拙稿「高利貸資本展開の論理」(総研積雪地方支所『研究ノート』二号、昭和三四年一〇月刊)において、高利展開の根拠、条件、可能性、必然性など弁証法的カテゴリーの位置づけを整理したので参照されたい。

(3) 須永『前掲書』一五頁。

(4) 本稿では、貸付利率の変化を問題としていないが、桜井家でみられたと同様に、当家についても明治期には貸付利率の激しい低下が看取される(拙稿「我が国貸金業の統計的考察」『本誌』一六卷一号、一七九頁第二表参照)。ただしこの貸付利率の低下については、次の点を考慮に入れねばならない。当地方では、切一慣行と称して例えば四〇切一(年三割)、五〇切一(二・四割)、六〇切一(一・七割)、八〇切一(一・五割)、九〇切一(一・三割)、一〇〇切一(一・二割)などが多く用いられている(帝國農会『東北地方農村に関する調査(実態篇)』三三三六頁)。かかる切一慣行が、事実上通常の金利制度(割分)に影響されるようになるのは、地方銀行が発展した明治三〇年代後半からである。それ以前の貸付利率の激しい低下は、当地方の経済的諸条件(とくに小農民の剰余価値額の増大傾向——地主的土地所有の発展の根拠、それを前提とした土地信用の確立)はいうまでもないとして、さらに切一慣行自体のもつ技術的条件にも強く影響されるのである。それは、切一の単位が低ければ低い程、いい換えれば貸付利率が高ければ高い程、一階梯の差が大きといった性格によるのである。例えば、平均貸付利率が四〇切一から五〇切一となったとすれば、六分の低下となる。

以上のことは、当然に貸金周旋人の手数料所得にも影響を与える。すなわち貸金周旋人を媒介とする貸付利率は、例えば「五〇ト六〇」と称して、借手にたいしては五〇切一で貸付し、このうち貸元が六〇切一の利子、貸金周旋人

は両者の差額（四分）を取得するのである。いま齋藤家の『貸付台帳』から支配的な貸付利率を拾うと、明治一八年は「五〇ト六〇」、二七年には「七〇ト八〇」となっている。ここに周旋人の手数料所得の低下を窺うことができる。

(5) 拙稿「農村高利貸資本の展開過程(三)」(『本誌』一三卷三号、七七～八頁)。

なお一例として、山形県西村山郡I家の場合を挙げよう。同家は、明治一八年に給与所得(役場書記)の蓄積をもつて金銭貸付を始め、大正、昭和期には大貸金業者に成長している。ところで同家は、貸金業を始めた初期には、自己資金の外に当地方の大貸金業者から貸付資金の供給を受けて貸付を伸ばした。しかし当地方に両羽銀行の出張所が設けられ、当家がこの銀行と取引を始めた明治四三年以降になると、先の大貸金業者との関係を殆んど絶ち、銀行からの借入金に依存しながら飛躍的な発展過程を歩んだのである。かかる変化は、一方において大貸金業者にたいする地方銀行の地位、いい換えれば後者による前者展開の阻止を示すものとして注目されるのである。I家の貸金業については、小貸金業の展開過程の一事例として稿を改めて検討することにした。

(6) この点の詳細については、加藤俊彦『本邦銀行史論』第二章参照。

(7) 須永『前掲書』四頁第一表によれば、当家の自作反別は、明治一〇年一九反、三〇年、大正一三年にはそれぞれ一七反となっている。このことからすれば、自作経営の廃止ではなく縮小といふべきなのであろう。

四、貸金業の停滞期

当家の貸金業は、明治四〇年代を転期として停滞期に入るが、同時に注目されるのは、主要な貸付基盤を農村から都市へ移したことである。

では当家では、都市企業とどのように結びつきながら展開したのであろうか。具体的な分析に入る前に、予め都市における貸金業展開の問題点を整理しておくことにしたい。それは、一口にいて産業資本と高利貸資本の対抗といつてよいであろう。とはいえ、我が国高利貸資本は、先進国におけるごとく両者の激烈な抗争の結果駆逐される

のではなく、産業資本（及びその一派生形態である貸付資本、具体的には近代信用制度）の成長をまっけて徐々に排除されるといった漸次的変化の過程を辿るのである。^①ところで、高利貸資本の排除の条件は、信用制度の機能的優越性——社会的蓄積の広汎な利用と信用貨幣の創造に求めることができるが、^②いうまでもなく前者が重要である。具体的にいえば、個人蓄積に依存する高利貸資本が、産業企業の拡大（殊に株式会社の十全な普及）及びこれに照応する信用制度の発展（社会的蓄積の広汎な利用）にたいして抗争しえなくなるからである。結論からいうと、高利貸資本は、信用制度——とくに銀行——によって次第に排除され、一部の中小企業や零細経営、さらに賃金労働者にのみ寄生が許されるようになるのである。^③

先に示した停滞期の時期区分は、正にそうした高利展開の諸局面を整理した結果なのである。停滞第一期（明治四〇年前後〜大正末期）は、銀行業の飛躍的な発展が進みながらも、とも角産業企業への貸付がまだ許された時期であり、第二期（昭和一〇年前後）は、金融資本の確立と相俟ってかつての貸付基盤が縮小し、中小零細企業にのみ、いい換えれば、高利貸資本の本来的な基盤にのみ存立が許された時期なのである。

（一）銀行業の発展と巨大貸金会社

当期の斎藤会社は、ようやく都市へ進出したものの、産業企業の大規模化に照応しつつ発展した銀行が、都市貨幣市場を制覇する過程のなかで、これとは対蹠的に後退を迫られるものとして展開する。そこで本節では、都市貨幣市場における当社と銀行業との競争に焦点を合わせながら具体的な考察を進めることにしたい。

株式会社形態の採用とその性格

齋藤家では、明治四二年一二月に、齋藤株式会社を設立した。このことは、

当家にとって第二の「家業改革」ともいふべき意義をもっていると思われる。『翁伝』の筆者は、会社の設立についてこう述べている。

「明治四十二年十二月翁は家の全財産を挙げて齋藤株式会社を組織し、一家一族及従業員に資を分けて株主にした。会社は創立以来順調に発達し営業上多大の便益を与へている。」(八九頁)

ここで見逃せないのは、株式会社の設立契機とその性格である。まず設立契機についてみると、須永「前掲書」は、「なぜ株式会社を設立したかは不明であるが、租税負担の軽減を図ろうとしたことと、財産の保全を考えたのではないかと考える。」(二六頁)と指摘している。右の二契機のうち「租税負担の軽減」は、当地方における多くの貸金会社の設立にもみられた一般的契機であったが、それ以上に重要なのは、三井が自家営業を分離し株式会社へ改組した影響であった。当家は、齋藤会社を設立する直前の四二年七月に、三井、安田両家を調査している。調査内容は、三井が「事業組織の変化」(新聞記事の蒐集)、安田が「合名会社安田銀行規程」及び「安田家々法及営業方針」などである。この調査から覗えるのは、三井がそうであったように、「時勢の新歩に伴い」(新聞記事)今後の発展のための体制を整えることであらう。そうした背景は、繰返し述べてきたように当家貸金業が四〇年前後から都市へ進出し、企業を対象として貸付取引を始めた点に見出すことができる。いうまでもなく会社は、個人営業よりも金融機関からの信用授受においても、また企業への信用供与の面においても力を添えたからである。「会社は……営業上多大の便益を与へ」たというのは、以上のことを示すと思われる。このように、齋藤家が資本主義の発展に即応し、そこで株式会社形態を採ったことは、その内容はともあれ家業改革の意義をもつもの

といえよう。

さて、齋藤会社になるほど会社組織をとっているといっても、その性格は、「一家一族及従業員に資を分けて株主にした」というように、内容的には何ら個人営業と変りなかつたし、営業内容についてもいまままで通りに、金銭貸付と土地所有におかれていた。須永『前掲書』によれば、株式会社の実態は次のようであった。

「会社は株式会社の形をとつた所謂同族会社であつて、齋藤家の財産を家族に名義書替をしたにすぎないものであつた。

百株以上の所有者はすべて血縁の者に限られており、それ以外の者としては永年支配人的地位にあつた傭人一名が百五十株ないし三百株を所持していたにすぎないのである。百株以下の所有者は殆どすべて会社の事務員であつて、それも実質的には株の売買を許されていなかったのである。」(一七頁)

かかる性格をもつ齋藤会社は、本来の株式会社や銀行——社会的蓄積の広汎な動員と利用——の展開、それを土台とした資本主義の高度な発展にともない、否応なしに取残されてしまうのである。

貸金業の停滞とその条件

始めに、当期における貸金業の停滞状態を知るため、資金運用額の推移についてみてみよう。第六表によると次の変化が注目される。当期の貸付金は、すでに述べたように明治四三年二、五八六千円から大正一四年二、六六二千円まで殆んど停滞している。そしてこの兩年間の動きをみると、景気変動の影響を強く受けて増減している。すなわちそれは、不況の深化した大正初期及びこれに引続く五、八年の好況期を通して減少しているが、大正九年に始まる慢性的不況過程の比較的初期(九、一一年)には再び増加を示し、それ以降停滞に転じている。これにたいして有価証券は、すでに明治期よりみられるが、とくに顕著な増加を示すのは、大

第6表 資金運用の推移 (単位:千円)

	資金運用 総額	内 訳		
		貸付金	有価証券	預金現金
明治42年	2,586	2,585	0	1
43	2,874	2,873	0	1
44	2,732	2,638	93	1
45	3,056	2,961	94	1
大正 2	2,217	2,122	94	1
3	1,443	1,349	93	1
4	1,266	1,172	93	1
5	1,652	1,558	93	1
6	1,692	945	745	2
7	1,874	1,091	781	2
8	2,256	1,429	825	2
9	1,851	837	1,013	1
10	2,897	1,364	1,531	2
11	4,075	2,772	1,301	2
12	3,999	2,571	1,425	3
13	5,304	2,032	1,716	1,556
14	5,531	2,662	1,594	1,275

『営業報告書』による。ただし金額は各年度末残高(翌年3月)である。

正六年以降である。そしてその投資額は、貸付金に匹敵する程となったが、一〇年以降には早くも停滞している。なおこの証券投資の停滞と裏腹に、一三年から預金・現金の著しい増加がみられる。預金は次期につらなる線である。

以上の種目別資金運用の動向を要約すると、貸付金の減少ないし停滞→有価証券投資の増大、その停滞→預金・現金の増大ということになる。だから有価証券投資や預金(現金)は、金銭貸付の停滞を軸と

して出てきたといえよう。

そこで、金銭貸付の停滞内容とその条件をまず検討しなければならぬ。その手懸りをうるために、貸付地域の变化を確認しておこう。第七表によると、まず注目を惹くのは、明治四〇年以降拡大を示した貸付地域が、大正五四年頃を転期として縮小し始めたことである。貸付府県数は、明治四〇年六、四五年八、大正五年八、一〇年六、一四年四となっている。この増減で問題なのは、遠隔的府県の増減であり、いま一つは、明治三〇年代後半に引続き、県内・隣接県への貸付金比率が著しく減少した点である。後者についていえば、貸付金総額に占めるその比率は、

第7表

府県別貸付金の推移

(単位:円)

		明治40年	45年	大正5年	10年	14年
宮	城市	405,827	128,232	189,881	271,458	339,797
	仙台	25,420	11,100	100,703	12,946	89,361
岩	その他	380,407	117,132	89,178	258,512	250,436
	福手	15,620	21,125	0	0	0
山	島形	49,331	36,866	320	0	0
	海道	1,000	1,460	3,100	785	0
北	海	0	355,380	140,050	44,928	4,104
	東京	1,025,995	1,260,361	369,320	395,430	2,045,886
京	都	15,000	1,337,000	536,898	0	0
	島	0	665,000	0	0	0
兵	庫	0	0	250,000	0	0
	神	0	0	1,500	1,440	0
福	奈	0	0	0	650,000	272,093
	川	0	0	0	0	0
計		1,512,773	3,805,424	1,491,069	1,364,041	2,661,880

明治40,45,大正5年の3カ年は『貸付台帳』,大正10,14年は「貸附金老入毎調」(『営業報告書』)より作成。

四〇年三四%、四五年五%、大正五年一三%、一〇年二〇%、一四年一三%である。ここに、県内・隣接県貸と遠隔的府県貸との地位の交替をはっきりと認めることができる。なお遠隔的府県貸のなかでも、東京、京都、大阪、福岡などの都市府県の地位が圧倒的に高く、当社貸金業の都市への進出が決定的になったことを示している。

次に、貸付対象の動きを追いながら以上の変化の内容を明確にしていこう(第八表)。

農村県貸の減少は、地主なかならず大地主貸の減少を伴っている。その貸付金比率は、四〇年の一六%にたいして四五年及び大正五年にはそれぞれ一%、一四年六%で著しい減少率を示している。その際に明治三〇年代後半にみられた同種の現象と異なった側面のあることを充分に考慮に入れる必要がある。それは農村高利貸資本が、明治四〇年の不況の深化、信用組合の進出による取替基盤の縮小、さらに利子收受機構の動

第8表

職業別貸付金の推移

(単位:円)

	明治40年	45年	大正5年	10年	14年
[I]千円以上の貸付					
農地	9,775	4,030	12,060	10,900	3,020
商					
大	237,650	52,300	14,900	5,929	152,167
小	53,903	9,140	16,828	21,090	25,594
企					
一	50,965	32,120	15,861	60,457	34,636
貸金周旋	26,680	7,060	7,950	0	0
漁業	0	355,380	22,900	0	0
鋳業	0	712,710	182,270	920,030	2,183,359
工業	0	0	0	120,000	95,000
土建業	775,000	1,153,559	69,703	125,000	24,794
金融業	0	0	530,000	29,000	38,390
土地売買業	0	0	0	0	2,246
その他					
特殊個人・団体	290,995	1,346,000	569,898	0	0
その他(傳給生活者など)	0	9,333	28,559	10,497	40,434
不					
明	3,615	0	0	24,720	4,705
計	1,448,583	3,681,642	1,470,929	1,327,623	2,619,641
[II]千円以下の貸付	64,190	123,782	20,140	36,418	42,239
合計 [I]+[II]	1,512,773	3,805,424	1,491,069	1,364,041	2,661,880

資本主義の発展と巨大貸金会社

(一)

資料の出所は第7表と同じ。作成方法は第2表と同じであるが、職業分類は千円以上の貸付者に限った。

揺^⑥によって停滞を余儀なくされ、そして先述の個別高利貸資本を軸として想定される支配可能な貨幣市場圏が、以前よりより一層縮小したという側面である。かくて高利貸資本は、なかでも当社のごとき巨大高利貸資本の場合には、資本をいよいよ都市へ押し出さねばならなかったのである。そこで当然に問題となるのは、都市府県貸が具体的にとどのような階層を対象としたか、そしてそれはどう変化したか、についてである。それは、特殊個人・団体と企業貸とに大別できるが、前者は、貸付金

比率が低く、また大正二〇年以降には姿を消している、ここでは後者に限って問題としよう。企業にたいする貸付金比率は、四〇年五一%、四五年五九%、大正五年五四%、一〇年八八%、一四年九〇%となっている。なお職種についてみると、四〇年には土建業者のみを対象としていたが、大正初期にかけて漁業、鋳業（石炭）及び金融業がつけ加わり、さらに大正中期の好況期を経て漁業が姿を消し、新たに工業（電力、金屬）や土地売買業などがつけ加わっている。

当期の貸付状態について、『翁伝』は次のように述べている。

「翁は不動産に対して貸付をしたばかりでなく、種々の事業にも投資した。茨城無煙炭坑、九州三笠炭坑等に約二百九十万円、神奈川の埋立事業に百六十万円を投じた。日露戦役の直後、我邦の領土と決したばかりの樺太西海岸の孤島海馬島の漁業に数十万円を投じたなどは、一見極めて危険な放資のやうであつたけれども、固より翁の綿密な調査と周到な用意から出たので、数年ならずして完全に回収し、同地方の漁業の基を開いた。又宮城県山河の配置が電気事業に最適していることに著眼し、これが振興発達を助成した金額は二百万を起している。」（八八頁）

右の記述は、貸付年次に沿つたものではないし、また先述のように不正確な箇所も散見されるが、とも角この時期における貸金業展開の実態を明らかにしてくれている。一口にいって企業貸の特徴は、鋳工業や土建業などのいわゆる第二次産業に主力が注がれたといえよう。

（注）この記述のなかには、投資という用語が屢々使用されているが、その内容は明らかでない。「貸付台帳」によると、当社は、ここに記載された投資先企業にたいして、いずれも一定の利率を附して貸付を行なっているから、通常の貸付と見なして差支えないと思われる。

しかし大正中期以降の貸付先企業は、単に第二次産業だけでなく、金融業や土地売買業など第三次産業にまで拡

っている。これは、次節で詳細に検討するように停滞第二期に連なる線であり、また貸金業停滞の深化の指標でもある。

以上要するに、当期における貸金業の展開は、大正中期を断層として変化していることがわかる。地域的にみれば、県内・隣接県貸の縮小——遠隔府県貸（主に都市）の一層の拡大——さらにその縮小であり、主要な貸付対象別にみれば、大地主貸の減少——特殊個人・法人貸及び企業貸（主に第二次産業）の増大——企業貸への集中と職種の細分化（第三次産業を含む）となつて現われている。

では齋藤会社の進出した都市貨幣市場は、どのような特徴をもっていたであろうか、その貸付基盤と銀行との關係を中心にさらに立入ってみよう。

そこで確認しておかねばならないのは、貸付先企業がどの程度の規模なのか、さらにいえば大企業か中小企業か、または零細企業（厳密には零細経営）なのか、ということである。とはいえここでは、貸付先企業の規模を判断する資料（例えば資本金や雇傭者数）が不足しているので、便宜的に貸付金の多寡を以てみると第九表に示すごとくである。この表から覗えるのは、個別企業にたいして驚くほど高額の貸付を行なっていることである。いま当社の貸付許容限度を各企業の払込資本金としたとすれば、これら企業の規模は、中小企業のなかでも概して上層の企業であつたと思われるのである。その限りでは、銀行のよき貸付対象でもあつた。しかしそれにも拘わらずかかる企業に貸付基盤をおきえたのは何故であろうか、次の二点を挙げることができよう。

第一に、当社の特殊的条件として考えられるのは、銀行が進出しにくい産業企業を主要な貸付対象として、しかも独特な貸付方法をとつた点である。当社では、漁業や土建業、鉸業のように個人営業（株式未公開の株式会社を合

第9表 企業貸の内容

	職 種	場 所	貸付金
			千円
明治45年			
O 組	土 建 業	東 京	1,115
M 採炭 KK	石炭採掘業	東 京	665
I ・ O	漁 業	北 海 道	355
大正14年			
I 炭坑 KK	石炭採掘業	東 京	1,480
M 工業 KK	"	福 岡	276
I ・ A	"	東 京	222
M 炭坑 KK	"	"	205
T 金網 KK	金 属 工 業	"	95

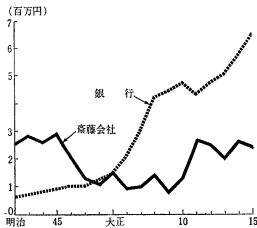
明治45年は『貸付台帳』、大正14年は「貸附金巻人毎調」（『営業報告書』）による。職業分類は第2表と同じ方法によった。

む)が多く、従って総じて経営の近代化が遅れている企業を主要な対象としている。一例として鉱業金融についてみよう。白井規矩雄『日本の金融機関』⁹⁾は、その一般的性格について、おおよそ次のように指摘している。大企業は、株式公開をあまり行なわず起業拡張資金の多くは同族間の増資で賄い、経営資金の調達もやはり同族間の対人信用によったが、中小企業の場合には、採掘鉱物の売買を条件として大鉱業資本家や石炭販売業者より資金の供給を仰ぐことが多かった、という。また当社の貸付が、株式担保を認めず常に漁業権、鉱業権、宅地などの物件担保を要請したこと、また例えば企業貸ではないが、「随分大口な貸付をした。彼の大谷派本願寺へ二百万円を貸付けたや

うな事は、普通の人の能くする所でない。」（『翁伝』八五頁）ということや、「日露戦役の直後、我邦の領土に決したばかりの樺太西海岸の孤島海馬島の漁業に数十万円を投じた」ことなど、金融機関の躊躇するような大胆な貸付方法を探ったことも挙げられよう。

第二に、一般的条件として考えられるのは、前節で触れたように、明治末期までの一般銀行が、いまだ資力が充分でなく、またその性格も「貸付会社」の域を脱脚していなかったから、都市における高利貸資本を排除するだけの力をもっていなかったということである。

しかし企業金融における両者の共存は、飽くまでも我が国資本主義が高度な発達を遂げるまでに許された一時的な現象にすぎない。そこで当社貸金業と普通銀行との展開を比較してみよう。第二図は、普通銀行（二行当り）と



第2図 齋藤会社及び普通銀行 (1行当り) の貸付金

銀行の貸付金は第10表、齋藤会社のそれは前掲第1図による。

「貸付会社」の域を脱脚しつつ産業企業の規模の拡大に照応することによって獲得された。銀行が増資し、また預金を著増するのは、ちょうどこの時期からである(第一〇表、

銀行の飛躍的な発展は、当然のことながら貸付範囲の拡大を伴いつつ企業金融の場から高利貸資本を排除していく。その際に、齋藤会社にみられた旧来の貸付手段(耕地担保貸の系譜を踏む宅地、漁業権、鉱業権などの物件担保貸)の固執は、資本主義の高度化段階での市場拡大に即応できず、これから縮出される具体的契機となることを附記しておかねばならない。大正中期における当社の貸付地域の縮小と貸付先職種の詳細化(貸付基盤の第三次零細企業へ

齋藤会社の貸付金の動向を示したものである。これによると、普通銀行の貸付金は、大正初期までは増加のテンポが鈍く、また齋藤会社の貸付金よりもかなり少なかったが、大正五年を転期として飛躍的に増加し、齋藤会社のそれを凌駕するにいたった。かかる地位の交替は、単に貸付金にみられる両者の関係だけでなく、銀行と都市高利貸資本との関係にまで敷衍しうる内容をもっていると考えられる。都市高利貸資本を排除するための主要な条件は、不況期の銀行集中の過程を通して、また第一次大戦時の活況期における社会的蓄積の動員並びに利用を通して資力を増し、いわゆる

第10表 普通銀行の營業狀況 (単位:千円)

	銀行数	1 行 当 り		
		払込資本 ・ 秋立金	預 金	貸付金
明治40年	1,658	223	570	671
41	1,635	238	574	672
42	1,617	250	652	695
43	1,618	258	733	773
44	1,613	272	779	864
45	1,621	297	837	940
大正 2	1,614	318	894	1,035
3	1,593	334	954	1,084
4	1,440	336	1,180	1,200
5	1,424	356	1,584	1,568
6	1,395	414	2,318	2,135
7	1,372	490	3,381	3,022
8	1,340	656	4,286	4,228
9	1,322	917	4,407	4,465
10	1,327	1,028	4,856	4,703
11	1,794	1,069	4,348	4,374
12	1,698	1,184	4,596	4,746
13	1,626	1,274	4,977	5,097
14	1,534	1,379	5,688	5,764

加藤俊彦『本邦銀行史論』130~1頁第48表及び
278頁(折込)第112表.

の移動傾向)は、正にその苦悩の端
的な表現なのである。

有価証券投資の増大とその意義

斎藤会社の証券投資はどのように
進展したか、桜井家との違いを問題
としながら考察を進めよう。当社の
証券投資の内容とその推移を示せば、
第一一表のごとくである。これによ
ると証券投資は、貸金業の生成・発
展期にすでにみられる。例えば明治

三五年四千円、四〇年九八千円である。

ところで当時の証券投資は、一般的にいつて積極性に乏しい。というのは、桜井家でもみられたことだが、証券投資の内在的条件が成熟しておらず、利廻り採算というよりもむしろ地方の資産家としての、いわば義務的拠出といった性格が強かったからである。ただ四〇年には、日本鉄道株二六千円と京釜鉄道株九千円をもつが、これは、明らかに鉄道の国有化を背景とした株価の騰貴を当込んだものであった。しかし当時においては、かかる株式投機の例は全くまれであって、一時的かつ偶然的でしかない。一般的にいつて、地主の証券投資が恒常化し、投資性を

第11表 公・社債、株式別投資額の推移

(単位：円)

	投資総額	公債	社債	株式	
				中央株	地方株
明治35年	4,742	4,742	0	0	0
40	98,634	62,745	0	35,889	0
…	…	…	…	…	…
44	92,623	75,950	0	0	18,673
45	94,123	75,450	0	0	18,673
大正2	93,623	74,850	0	0	18,773
3	93,050	74,202	0	0	18,848
4	93,125	74,202	0	0	18,923
5	93,200	74,202	0	0	18,998
6	743,325	724,202	0	0	19,123
7	780,640	724,202	0	0	56,439
8	825,247	733,018	0	0	92,229
9	1,012,519	733,018	0	172,897	106,604
10	1,531,194	732,353	500,000	147,412	151,429

資本主義の発展と巨大貸金会社 (一)

明治35、40年の両年は「貸付台帳」、それ以降は「営業報告書」による。ただし地方株は、ここでは県内企業株をさしている。

はっきりともつようになるのは、地域によって差はあろうが地主資本の利潤率が産業資本の利潤率によって規制されるようになった明治四〇年代以降、こゝと大正中期からである。(ii) その契機は、斎藤会社と農村に密着する高利貸資本の場合とでは自ら異なる。都市に主要な貸付基盤をもつ当社は、明治末から大正初期にかけての恐慌・不況の慢性化状態の下で貸付先企業が没落し、さらにこれに引続き大正中期における銀行業の顕著な発展によって、当社の支配する貨幣市場が縮小したことなどに求められる。後者は、直接かつ重要な契機である。ここに当社は、蓄積過程から遊離を余儀なくされた貨幣資本を、証券投資に振り向けることになったのであろう。だからこの証券投資は、すでに述べたように貸金業の停滞と裏腹に現われた資金運用の方法といえることができる。

のである。(ii)

(注) ここで参考までに、大正中期における桜井家の証券投資の実態についてみておく。当家の『日誌』によれば次のよう

第12表 社債、株式所有銘柄
(大正10年)

	株数	投資額
債		円
東洋醸造	—	500,000
官城殖林	294	5,629
江合水電	3,000	112,500
小牛田倉庫	150	5,700
松島俱樂部	1	100
栗原軌道	550	27,500
中央開墾	1,000	12,500
台湾製糖	100	7,015
大日本製糖	100	8,488
大宝石油	200	14,876
富士紡績	50	5,830
鐘淵紡績	100	24,640
帝國製麻	115	13,705
王子製紙	100	6,360
猫苗代水電	100	5,880
東京電灯	50	3,150
南海鐵道	300	31,188
日本郵船	100	13,780
合 計		798,841

『營業報告書』による。株数のなかに新株も含む。

さて当社の証券投資は、公・社債、株式とに分けられるが、桜井家と違って公債投資の比重が高い。これは、危険を伴う株式よりも投資の安全性を顧慮したためであろう。しかし株式投資も、七年以降になると増加している。そしてそ

を参照されたい。

七年末概況)

なおこの点の詳細については、拙稿「農村における貸金業の発展と衰退」(『総研月報』三二年七月号、三〇—三二頁)

「貸金営業ノ如キハ、新規貸出殆んどナク、弗々返済又ハ利子ノ払込ミアレトモ未タニ二万円程度ノ未済アリ。貸出ノ回収アリタル分ヲシテ有価証券ニ放資シタルモノ多額ニ達ス。」(大正五年末概況)

「貸金営業ニ至リテハ、稍々不況ヲ呈シ大小貸金ノ返済セラル、モノ多額ニ達ス。蓋シ農作物高価ノ為農家ノ経済豊富ナルニ基因ス。随テ金利ノ下落トナリ遊金ノ死蔵トナリ、貸金業ニトリテハ多大ノ苦痛タルヲ免レズト雖トモ一般経済界ノ為メニハ却テ喜ブベキ現象ナリトス。」(大正六年末概況)

である。

の特徴は、中央株よりも地方株が概して多いという点である。⁽¹³⁾ いま参考までに、大正一〇年度における銘柄別株価と株式の内容を挙げておく(第二表)。

大正九年三月に始まる株価の暴落と引続く沈滞は、証券投資なканずく株式投資を増大しつつあった当時の地主層に手ひどい打撃を与えた。なかでも主に地方株への投資に主力を注いできた大地主層は、地方企業の相次ぐ倒産や減資によって甚大な損害を蒙った。当社についていえば、資料の制約から詳細に検証することはできないが、大正一四年には、一二五千円の損失(『營業報告書』による)を出しているのである。

担保物件の集中とその変化

齋藤会社の都市への進出は、当然のことながら明治期にみられた小農民からの土地集中機能を変容せしめる。変化の内容は次の二点に求められる。

第一に、担保物件の集中は、従来の持続的かつ累積的傾向がなくなり、間接的かつ集約的となした。しかもそれは、不況の初期に増加した貸付金を、不況の深化の過程で集約的に整理するといった特徴をもっている。いま当社資産のうち貸付金と土地・建物(漁業権や鉱業権を含む)の推移を対照してみると、貸付金の増加(明治四三年～四五年・減少(大正二年～五年)→土地・建物の増加(大正二年～五年)、後期の貸付金増加(九年～一一年)・停滞(二二年以降)→土地・建物の増加(一二年以降)となっている(第一三表)。

しかしかかる現象は、必ずしも都市に限ったことではなく、大正期以降の農村高利貸資本についても多かれ少なかれ指摘できる傾向である。

(注) 桜井家についてみると、明治期までは、担保物件の集中が持続的に進み、土地所有の急速な拡大を齎したが、それ

第13表 貸付金と土地その他物件の対比

(単位：千円)

	貸付金	土地・その他物件	
		土地・建物	鉱業権
明治42年	2,585		302
43	2,873		312
44	2,638		309
45	2,961		303
大正 2	2,122		944
3	1,349	1,740	
4	1,172	1,800	
5	1,558	1,832	
6	945	1,759	
7	1,091	1,789	
8	1,429	1,160	
9	837	1,159	
10	1,364	1,160	
11	2,772	1,757	454
12	2,571	2,345	
13	2,032	1,786	957
14	2,662	1,805	958

までもなく農村貸の減少に伴う当然の帰結である。

(注) 大正期における大地主の土地集積の特徴を列挙すれば、次のようである。

- (一) 集積対象——明治期におけるように小農民からではなく、没落大地主か或は県外在住の大地主からの大口の買入れである。例えば桜井家では、I家(関連事業の失敗により没落、買入一〇町——大正五年)、D家(東京在住、買入一〇町——大正一年)。

- (二) 買入時期——不況を脱脚した大正五年から後期の小作争議の抬頭するまでの期間で、しかも証券投資が活況を呈する大正七年～八年を除いた時期である。

資本主義の発展と巨大貸金会社

(一)

【営業報告書】による。

以降になると、昭和七年～一年に集約的な集中がみられるだけである。

第二に、担保物件の集中は、従来の耕地に代って漁業権、鉱業権、宅地などが主軸となった。とはいえ勿論耕地の集積が全く進まなかったわけではない。大正三年一、〇〇六町から一〇年一、三二五町へと三二〇町余の増加がみられる。しかしこの増加の大部分(二六〇町)は、大正六年に山口県の大地主M家より買入れたものであり、従って担保物件としての耕地集中は少ない。このことは、いう

第14表 土地・建物その他物件の集積状態

	明治43年	大正5年	10年	14年
〔I〕面積ケ数				
田(町)		880	1,182	1,146
畑(町)	988	154	133	127
山林・原野(町)		82	78	146
宅地(坪)	48,492	83,570	64,715	62,999
建物(棟)	192	268	140	148
埋立地(坪)	0	15,450	0	0
新開地(坪)	0	18,249	0	3,240
海産雑地(町)	0	64	0	0
漁業権(ヶ)	0	16	0	12
鉱業地(ヶ)	0	1	0	10
その他(町)	0	0	0	0
〔II〕同上価格	円	円	円	円
田	—	190,133	737,050	716,208
畑	—	12,693	47,701	48,971
山林・原野	—	988	1,031	48,465
宅地物	—	41,071	371,544	483,579
埋立地	—		0	0
新開地	—	* 1,570,613	0	494,548
海産雑地	—		0	0
漁業権	—		0	13,069
鉱業権	—	16,233	0	958,339
その他	—	0	0	36
計	312,220	1,831,731	1,159,884**	2,763,215

1. 『営業報告書』より作成。
2. 当社の価格表示は、買入時評価主義をとっている。
3. * この部分は記載もれであるが、合計額から逆算した。
**この計は、項目別合計と符合しない、記載もれによるものと思われる。

(三) 資本主義の発展と巨大貸金会社 (一)
 買入時の土地利廻り——I家は一割、D家の場合には九分、当時における銀行貸付利率におおよそ符合している。以上のごとは、斎藤会社についてもほぼ指摘できる点である。そこで次のようにいうことができよう。土地集積の契機は、有価証券投資と同じように遊離貨幣資本の解消にあった。そしてその性格は、地主資本の利潤率の産業資本の利

第15表 担保物件の集中とその内容

旧所有者	場 所	取 得 物 件		
		種 目	評 価 額	千円
大 正 2 年 組 O	神 奈 川	宅 地(坪)	9,259	600
		新 開 地(坪)	18,249	
		埋 立 地(坪)	15,450	
大 正 3 年 I・O	北 海 道	宅 地(坪)	13,122	627
		建 物(棟)	51	
	〃 畑 (町)	36		
	〃 雑 地(町)	6		
	神 太 漁 業 権(ヶ)	16		
	〃 建 物(棟)	17		
M 探炭 KK	広 島	漁船・漁具(式)	1	16
		鮎 業 権(ヶ)	1	

O組及びM探炭KKは『営業報告書』、I・Oについては「売買契約証」による。

なお大正一四年の所有耕地が、小作争議の影響を受けて一〇年よりも約七〇町歩減少していることをつけ加えておく。¹⁴⁾
 潤率による規制を前提とした投機的内容をもっている。このようにみえてくると、明治期のそれとは明らかに異なる。なお昭和期における土地集積の性格の変化については、次節において問題とする。

さて当面の問題である耕地以外の担保物件の集中は、どう進展したであろうか。第一四表によると、大正中期を断層として二つの動きがみられる。

前期は、漁業権と宅地（埋立地や新開地を含む）の集積が主であり、その殆んどは大正二、三年に集められたものである。いま主要なものを摘記すれば第一五表のようで、旧所有者はいずれも当社の大口貸付先企業であった。このことから容易に推測できるように、これら物件の集積は、貸付先企業の没落に伴う担保物件の集中であったといえよう。しかし大正六年には、早くも宅地や鮎業権を売却している。なおここで特筆しておかねばならないのは、当社が、I・O家より取得した漁船、漁具、漁業権をもって直接に漁業経営（畜

藤会社漁業部)に乗出したことである。その期間は、大正三年から七年までのごく短期間にすぎなかったが、当社にとっては全く興味深い動きである。かかる企業経営への進出は、一般的にいつて産業資本の自立的な発展の余地が、いまなお残されていたことを物語るものであらう。しかしこの漁業経営も、大資本の進出の前に遅かれ早かれ処置されねばならなかった。当社は、大正八年に漁業権その他一切を日魯実業に売却している。以上のように、大正初期

に集中した担保物件は、殆んど第一次大戦時の活況期に有利に処分している。そして六年一〇年までの売却益は、実に三二四千元にものぼったのである(第一六表)。

後期には、鉱業権(これに附帯する土地・建物、鉄道沿線、その他を含む)及び新開地の集中が顕著である。いま鉱業権の集中状態を示せば第一七表のように、集中が進むのは不況の深化した大正末である。その地域は、北海道、常盤、北九州など我が国主要炭鉱地帯に広く及んでいる。なお取得先は、中小炭鉱業者であるが、なかにはM工業やI炭坑のような大企業も含まれていた。これらのすべては、いうまでもなく担保物件の集中である。

さてそこで、前期に対比しうる特徴を整理しておこう。後期には当社が担保流れ物件をもって直接に企業経営に乗出し、産業資本家として成長するようになったことはやみられなくなった。周知のように、独占体制が確立し、この段階に固有の「中小企業問題」が惹起された大正末期には、こうした可能

第16表 年次別土地その他物件の売却益

	売却益	備考
	円	
大正 6年	210,078	鉱業権, 埋立地, 新開地の売却
7	20,614	土地・建物の売却
8	88,160	漁業権その他附属設備の売却
9	3,891	土地・建物の売却
10	1,714	〃
計	324,457	

1. 『営業報告書』による。
2. 当該年度には、売却損はない。

第17表 鋳業権の集中

旧所有者	取得年度	場 所	取 得 格	坪 数	産 出 種 目	
			千円	千坪		
N ・ K	大正11年	北海道雨 竜 郡	144	3,531	石	炭
	"	空 知 郡	45	863		鉄
M工業 KK	"	空 知 郡	287	5,460	石	炭
	13年	福岡県柏 谷 郡	220	698		"
	"	田 川 郡	55	276		"
	"	嘉 穂 郡	47	238		"
	"	長崎県北松浦郡	125	712		"
M炭坑 KK	"	兵庫縣城 崎 郡	51	250	金・銀・銅・亜鉛	
	15年	茨城縣多 賀 郡	28	141	石	炭
I炭坑 KK	"	"	307	1,226		"
	昭和 2年	"	792	2,683		"
	3年	"	100	613		"
T鋳業 KK	2年	福島縣石 城 郡	12	408		"
S ・ T	5年	茨城縣多 賀 郡	19	354		"
I ・ S	10年	兵庫縣城 崎 郡	2	520	金	銀

『鋳業権台帳』より集計.

性は全くなかったといつてよいであろう。そこでとられた措置が、鋳業権などをできるだけ有利に売却し、債権を確保するとともに投機利潤を取得することであった。しかしそれも、石炭業の不振や買手が財閥会社に狭く限られていたことによつて殆んど絶望に近く、実際には次節で述べるように、投機利潤どころか安く買叩かれてかえつて大きな損害を受けたのである。その結果は、斎藤会社の資産の減少、さらに解体を早める一つの要因となった。

以上のごとく当期の斎藤会社は、主に中小企業にたいして貸付を行ないながら、その没落を早めた。しかし当社は、これらの企業を吸収しつつ産業資本家として成長することなく、飽くまでも貸金業者としてとどまった。そこには、当然のことながら集中した担保物件の売却をめぐる財閥資本との新たな関係が生ずる。結果的にいえば、当社は、財閥資本の企業集中のための介在的地位と役割を与えられ

たといえるであらう。

しかしこの地位も、大正中期にはとも角も自主性を維持しえたものの、それ以降になると結局自らも中小資本として独占の収奪対象となり、極めて不安定となるのである。

注(1) この点については、拙稿、前掲「高利貸資本展開の論理」で若干のスケッチを試みたので参照されたい。

(2) マルクス『資本論』長谷部訳、日評版(05四一)二頁。

(3) マルクスは、信用制度によって駆逐された後の高利貸資本の存立基盤について、次のような場合を挙げている。

「個人的必要から質屋で借りられる場合、亭楽的富のために浪費目的で借りられる場合、または、生産者が非資本家的生産者たる小農、手工業者、などであり、かくしてまだ直接生産者として自分自身の生産諸条件の所有者である場合、最後に、資本家的生産者自身がかの自ら労働する生産者に近いような小規模で操作している場合。」(『資本論』、長谷部訳(05三四)五頁)。

(4) 須永『前掲書』では、齋藤会社設立のいま一つの契機として、「すでに個人企業の框を超えて蓄積が進んでいた」(二頁)点を指摘している。しかしこの契機は、齋藤会社となっても依然としてその内容が個人企業の框を出ていない以上いえないように思える。それは、三井、三菱、住友などの株式会社形態への改組のように、事業範囲が拡大し、しかもそれぞれの事業部門の資本が巨大である場合と当然に異なるのである。三井などの改組については、とりあえず大島清『日本恐慌史論(上)』三六二―四頁参照。

(5) 個人企業にたいする株式会社の優越性については、ヒルファアードンク『金融資本論』第七章参照。

(6) この点については、福島県下の事例分析であるが、拙稿「農村地方における中小信託会社の機能」一一八頁参照。なお高利貸資本の停滞条件については、齋藤仁「前掲論文」参照。

(7) 当社は、大正・昭和期における金融緩慢時の貸付方法として、高等周旋人(農村の周旋人にたいして都市の金融ブローカー)、貸金業者を指している)を媒介とした貸付を広く採用している。この貸付方法は、明治期におけるように貸金業の発展の手段としてとられた周旋貸とは異なり、貸付基盤の縮小を前提とした遊離貨幣資本の解消を目的として採られた手段である。その限りでは、先に貸金業の停滞の指標として挙げた有価証券投資や預金の契機と同じであり、その

直接の指標といえるのである。

- (8) 我が国土建業の性格とその発展過程については、阿部昭夫「中小土建業の経営構造」『経済評論』一九六〇年六月号所収) 参照。

- (9) 白井規矩雄「日本の金融機関」一五五頁。

(10) 大正初・中期は、我が国の預金構造が大きく変貌する劃期に当たっている。変化の指標として次の二点を挙げる事ができる。(→) 銀行などの預金が増し、しかも貸付金を始めて凌駕するようになる。例えばかかる現象は、よく指摘される信用組合(借金組合→貯金組合)の場合には大正六年にみられるが、しかしそれは決して信用組合に限った現象ではない。普通銀行の場合にも、大正末期の一時期(九年、一一―一五年)を除けば、大正五年が転期となっている。

(→) 預金構成中の定期預金比率が高くなる。この点について加藤俊彦教授は、「預金のなかで長期性をもつ定期預金の比重は一八九三年末で約三〇%であり、一九〇三年末には三〇・五%、一九一四年末には約五〇%となっている。」「本邦銀行史論」一三二頁)といわれ、その理由については、「一九一〇年代にはいれば、企業の償却資金も増加してきたであろうし、定期預金をなすような社会層が増加し、それが銀行との接触をふかめてきて、ここに定期預金の比率が高まってきたのであろう。」「(同書)一三三頁)と指摘されている。この点の指摘は重要である。なぜなら飯淵敬太郎「日本信用体系前史」に代表される旧来の見解は、農村高利貸資本を近代的信用機構の発展の踏み台として定置し、しかも産業資本に輪租される高利貸的貨幣資本の主要な預金形態を定期性預金としたからである。確かに、預金構成に占める定期性預金比率の高さは、我が国預金構造の特徴である(日本と英米との比較については、例えば川合一郎「日本信用機構の特質について」『経済学雑誌』一八巻五号所収)参照)。しかしそれにも拘らず我が国においても、高木暢哉「信用制度と信用学説」(第三章)で追究されている預金形態の歴史のかつ論理的展開(出納預金→投資預金)の必然性が、歪められながらも貫かれていることを見落してはならない。私は、以上みてきた預金構造の変化の根底に、高利貸資本の停滞、遊離貨幣資本の銀行預金への転化を考えたのである。加藤教授の指摘される「定期預金をなすような社会層の増加」の主要部分は、これを示すと思われる。

- (11) 例えば高利貸資本については、その平均的貸付利率(高利の利潤率)が銀行の貸付利率(平均利潤率に規制)に規制・順応されるようになるのは、我が国資本主義が体制的に確立した明治三〇年代後半からであり、さらにこれに吸資本主義の発展と巨大貸金会社(→)

取されるような低下を示し始めるのは明治末期以降で、大正中期には殆んど包摂されてしまふのである。この過程は、高利特有の利子決定の偶然的非法則性の漸次的止揚、利子の硬直化傾向を内包している。以上のことこそ、地主の新しい行動規範の成立を意味する。この点については、前掲「農村における貸金業の發展と衰退」、及び「農村高利貸業の興隆と衰退」(『総研月報』三二年七月号)参照。

- (12) 本稿では、貸金業の停滞の指標として、とくに有価証券投資と預金の増大傾向を指摘したが、そのことは、勿論地主の農村内部における蓄積拡大の行詰りを前提してのことである。そこで問題なのは、有価証券所有者化が地主の資本主義への対応の唯一のみちであるかどうかという点である。山田盛太郎教授は、不動産にたいする株式債券の比重を以てその指標とされている。例えば前掲「日本農業生産力構造」において、教授は、市島家(大正八年二五・二%)、昭和三年四七・九%)にたいする本間家の前掲比率の上昇の遅れ(昭和一七年四一・三%、一八年五四・六%)を一つの拠り所とさなれながら「日本最大地主」本間家が、地主的土地所有における最後決定的な存在形態であつたことに間違いないのである。(七三頁)とされるのである。しかしこの指標は、飽くまでも地主の農外投資の面での一指標に過ぎないと思われる。なぜなら地主の農外投資の方法は、決して有価証券だけに限られるものでなく、投資性預金(定期、信託)もこの対象に含まれているからである。白井規矩雄氏は次のように指摘されている。「貨幣資本家の蓄積は専ら有価証券へ投資されるのが通則であるが、我が国では貨幣資本家の蓄積の比較的大なる部分が定期預金を主とする利殖的預金として銀行の処理に委ねられるという事実こそ特徴的だったのである」(『日本の金融機関』一三八頁)。以上のことは、勿論地主を例外としないであらう。

なおまた地主の有価証券所有者化といっても、明治、大正、昭和期とはその内容に著しい変化がみられるのである。土地集積にしても同じである。これらの点については、資本主義の發展段階にそつて、しかも地主階層別に把握されねばならないと思う。次節において問題としたい。

- (13) 稲村隆一「日本に於ける農業問題」(後編、第三章)は、地主の資本主義への適応の形態として株式投資の実態を明らかにし、また新潟県を対象として地主階層の適応差を詳細に分析している。これによると、新潟県の巨大地主(地価金一〇万円以上、土地所有約三〇〇町以上)は、齋藤会社とは異なるが現実的資本家として地方株投資の比重が高い。
- (14) 宮城県下の小作争議は、大正一年より主に仙北諸郡から発生し、次第に県下全般に広がつたが、「小作人が大地主

齋藤氏ノ組織スル齋藤株式会社ヲ相手方トシテ小作料減免交渉ヲ重ネタモノガ近代的争議ノ先驅」(農林省農務局)「小作年報(昭和三年)』一五〇頁)であつた。この争議はかなり長引くが、『河北新報』(大正一三、一一、二七)によれば、当家は大正一三年に、争議の最も激しかった鹿又村の全小作地六〇余町歩を売却しようとした。それのみではなくこの小作争議は、当家が地主化の傾向を強め、また仙台信託を設立する一要因となつたのである。なお齋藤会社をめぐる小作争議については、佐藤正「宮城県農民運動史」(農民運動史研究会編『日本農民運動史』所収)の詳細な研究があるので参照。

(未完)

〔附 記〕

齋藤家の資料蒐集に當つて、東北大学農学研究所吉田寛一氏の御協力をいただいた、記して感謝の意を表したい。

(研究員)